第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	電子調書に記録させる	決定書　調書に記載させる
第五十二条の七第八項	閲覧等若しくは電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等	
	交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付	
	閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等	
	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付	
第五十四条	同条第四項各号	同条第四項第一号	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ　付記して認印しなければ
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項及び第八十八条第一項	記録し		記載し